

## ■住宅省エネラベル適合性評価業務料金表

1)断熱性能の適合性評価が省略できるもの※1 ( )内は消費税 8 %を含む料金です。

平成27年4月1日より施行

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県			備考
延床面積	当社に確認申請等の併願申請がある場合※2	その他	1 ※1 断熱性能の適合性評価を省略できるものは下記の要件の住宅とする。但し、原則、当社で交付したものに限り。① 設計住宅性能評価書(原則、断熱等性能等級4に適合)② 建設住宅性能評価書(原則、断熱等性能等級4に適合)③ 長期優良住宅建築計画等に係る「技術的審査適合証」又は「認定通知書」④ フラット35Sエコ金利Bプランの省エネ基準(断熱等性能等級4)に適合していることを示す「適合証明書」又は「設計検査に関する通知書」及び「設計検査申請書一式」の写しの添付⑤ 住宅品確法に基づく住宅型式性能認定書(原則、断熱等性能等級4に適合)⑥ 住宅品確法に基づく型式住宅部分等製造者認証書及び特別評価方法認定書(原則、断熱等性能等級4に適合)⑦ 設計住宅性能評価書(原則、断熱等性能等級4に適合)
300㎡未満	¥13,000 ( ¥14,040 )	¥15,000 ( ¥16,200 )	
2) 上記以外			2 ※2 当社に、ほぼ同時に「確認申請」「フラット35S」「住宅性能評価」「長期優良住宅」等の業務を申請又は依頼する場合。 3 計画の変更 適合証が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料は、変更内容により相談して定める。 4 減額料金については、別途定める。 5 再発行については1回につき下記金額とする。 ¥2,000 ( ¥2,160 ) / 1回 6 料金表は300㎡未満の料金です。300㎡以上の場合は下記料金を加算いたします。 ¥5,000 ( ¥5,400 )
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県			
条件(300㎡未満)	当社に確認申請等の併願申請がある場合※2	その他	
断熱性能基準を選択なしで、R値、U値入力の場合	¥18,000 ( ¥19,440 )	¥38,000 ( ¥41,040 )	
断熱値を附則(仕様規定)で行う場合	¥20,000 ( ¥21,600 )	¥38,000 ( ¥41,040 )	
断熱値をUA値計算等(本則を含む)で行う場合	¥28,000 ( ¥30,240 )	¥45,000 ( ¥48,600 )	